

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は、契約者に対する指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所が契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

- (1) 法人名 株式会社ハートサービス
- (2) 法人所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目23番地
- (3) 電話番号 0584-93-0810
- (4) 代表者氏名 代表取締役 清水 洋一
- (5) ホームページ <http://www.heart-gp.org/sv-top/>

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類
居宅介護支援 平成26年4月1日指定(2172100196)
- (2) 事業所の名称 ハートサービス
- (3) 事業所の所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目23番地
- (4) 電話番号 0584-93-0810
- (5) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援は、介護保険法令に従い、介護支援専門員が契約者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的としています。

(2) 運営の方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用計画作成及び計画に基づく指定居宅サービスの提供確保のための関係機関との連絡調整、その他介護保険施設の紹介等の便宜の提供を行います。また、実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	業務内容
1. 管理者	1		業務の統括
2. 介護支援専門員	7		居宅サービス計画の作成等
3. 事務職員		1	必要な事務

5. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日（但し、12月31日から1月3日は除く）
営業時間	8:30～17:30

※営業時間外は、電話等により常時連絡が可能な体制とします。

6. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、大垣市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐郡とします

7. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内 容	提供方法	利用料
要介護認定の申請代行	新規の認定申請、介護度の変更申請に必要な申請書の作成及び窓口への提出等必要な手続き	契約者のご要望に応じて行います。	契約者の負担はありません。
サービス計画の立案	介護度に対応した適切なサービス提供計画の作成	契約者及びご家族のご要望を基に作成し、サービス利用票等をお渡しします。	契約者の負担はありません。
情報提供	介護保険施設、福祉施設、医療施設等の紹介、介護保険に関する相談	ご契約を希望される施設等の情報や介護保険に関する情報等の資料を提供します。契約者は複数の事業所を紹介するよう求めることが出来ます。また、事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。	契約者の負担はありません。
連絡調整	関係機関との調整	随時行います。	契約者の負担はありません。

8. 虐待防止の為の措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

9. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付（契約書第 17 条参照）

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 志土地 敦子
 ○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
 緊急の場合はこの限りではありません。

- (2) その他苦情受付機関

契約者が居住する市町村役場	大垣市役所	0 5 8 4－8 1－4 1 1 1（代）
	養老町役場	0 5 8 4－3 2－1 1 0 0（代）
	垂井町役場	0 5 8 4－2 2－1 1 5 1（代）
	神戸町役場	0 5 8 4－2 7－3 1 1 1（代）
	池田町役場	0 5 8 5－4 5－3 1 1 1（代）
	揖斐川町役場	0 5 8 4－2 2－2 1 1 1（代）
岐阜県運営適正化委員会 （社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内）	電話番号	0 5 8－2 7 8－5 1 3 6
	受付時間	平日 9：00～17：00
岐阜県国民健康保険団体連合会 （介護保険苦情相談窓口）	電話番号	0 5 8－2 7 5－9 8 2 6
	受付時間	平日 9：00～17：00

12. 個人情報の提供に係る同意書

契約者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

- (1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。
- (2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。
- (3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること。

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。
- (2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

13. ケアプランの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

14. 居宅介護支援費について

当事業所の居宅介護支援費については別紙のとおりである。

15. 重要事項の閲覧について

この重要事項については、ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

16. 写真・動画に係る同意書

当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した写真（画像）を事業所が発行する広報誌等に使用させていただきます。

☐ 同意する

☐ 同意しない